

八丈町障がい者活躍推進計画

令和3年度～令和7年度

令和3年9月

八 丈 町 長
八 丈 町 議 会 議 長
八 丈 町 教 育 委 員 会
八 丈 町 消 防 長
八 丈 町 農 業 委 員 会
八 丈 町 公 営 企 業 管 理 者

1 計画策定の背景・目的

令和元年6月に、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）が改正され、各自治体において、すべての障害者が、その障害特性や個人に応じて能力を有効に発揮し、活躍することを目標として「八丈町障がい者活躍推進計画」を策定しました。

2 策定の主体

八丈町全体で障がい者の活躍推進に向けた取組を一体的に推進するため、各任命権者が連名で計画を策定しました。また各取組の実施にあたっては各任命権者で連携して取り組みます。

※本町の職員採用については、町長部局の人事担当部署が一括して募集、試験、選考等を行っており、採用後の任用（昇任、降任）、人事異動（職員配置）、研修、退職管理、職員組合の折衝等についても同様です。

任命権者	対象となる職員
八丈町長	町長部局職員
八丈町議会議長	議会事務局職員
八丈町教育委員会	八丈町教育委員会事務局職員
八丈町消防長	八丈町消防本部職員
八丈町農業委員会	八丈町農業委員会事務局職員
八丈町公営企業管理者	八丈町水道事業事務局職員 八丈町浄化槽設置管理事業事務職員 八丈町一般旅客自動車運送事業事務局職員 八丈町病院事業事務局職員

※所属課名は2021年4月1日時点の名称です。

3 計画の位置付け

本計画は、障害者雇用促進法第7条の3に定める「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画」とします。

4 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5か年計画とします。

5 達成目標

(1) 法定雇用率の達成（採用に関する目標）

障害者雇用促進法の改正により、平成30年度から障がい者雇用率の算定基礎に精神障がい者が加わり、また令和3年3月以降、国、地方公共団体の法定雇用率は、2.5%から2.6%へと引き上げられました。

本町においては、法定雇用率を下回る状況が続いており、職員全体の定数も不足している状態が続いていることから、年度内採用を含め障がいの有無に係わらず広く募集を行っておりますが、応募者がいない状況です。

今後も新たな募集方法等を検討し、障がい者である職員の実雇用率については、各年度において、当該年6月1日時点の法定雇用率以上を目標とする。
【評価方法】 毎年の任免状況通報による。

(2) 障がいのある職員の職場定着の促進（定着に関する目標）

障がいのある職員が、安心して職場に受け入れられ、高い意欲とやりがいを感じながら能力を発揮するために、本人の障害特性や希望等に応じた職場づくりに努め、不本意な離職者を極力生じさせない。

【評価方法】 毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を基に前年度採用者の定着状況及び進捗管理を行う。

6 取組内容

(1) 障がい者の活躍を推進する体制整備

○障がい者雇用促進者の選任

障がい者雇用の促進等の業務を担当する者として総務課長を選任する。

○障がい者生活相談の体制整備

障がいのある職員や職場の管理職等に相談できる体制を整えるとともに、全ての職員が障がい者への理解を深めていく体制を図る。

(2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選出・創出

○障がい者が従来業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

○所属長との人事評価面談を行い、障がい者と業務のマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。

(3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

○障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。

(4) その他

○各関係法律等に基づき、障がい者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。